

## 物品売買契約書（見本）

物品の売買について、売出人安芸高田市（以下「甲」という。）と買受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる物品（以下「物品」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

物品名	規格	数量
〇〇〇〇	車台番号	1台

（売買代金）

第2条 物品の売買代金（以下「代金」という。）の額は、金〇〇〇〇〇円とする。

（契約保証金）

第3条 乙が納入した入札保証金は、契約保証金として全額充当するものとする。

2 前項の契約保証金は、第10条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金額を代金の一部に充当するものとする。

5 乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（売買代金の納入方法及び期限）

第4条 乙は、第2条に定める代金を、〇年〇月〇日までに、甲が発行する納付書をもって、一括で納入するものとする。

（所有権の移転等）

第5条 物品の所有権は、乙が代金を甲に全額を納付した時に、乙に移転する。

2 甲は、前項により物品の所有権が移転した後、乙の請求に基づき、甲が準備すべき移転登録等に要する書類を作成して乙に渡すものとし、乙は、当該書類の受領書を甲に提出するものとする。

3 乙は、遅滞なく移転登録手続きを行い、自動車検査証の写しを甲に提出しなければならない。

4 乙は、物品にかかる自動車損害賠償責任保険証明書について、遅滞なく異動申請手続きを行わなければならない。

5 前2項に要する費用は、乙の負担とする。

（物品の引渡）

第6条 甲は、物品の所有権が移転した日から10日以内で両者の定める日に、当該物品を甲の指定する場所において現況有姿のまま乙に引き渡し、乙は、当該物品の受領証を甲に提出するものとする。

2 乙は、物品の引受け及び搬出の実施については、甲の指示に従うとともに、これにかかる輸送手配等の手続きは、乙が行わなければならない。

3 前2項に要する費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第7条 乙は、この契約締結の時から物品を引渡す時までにおいて、当該物品が甲の責に帰することのできない事由により滅失又は毀損した場合は、甲に対して代金の減免を請求することができないものとする。

（瑕疵担保責任）

第8条 乙は、この契約締結後に、物品に隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由として代金の減

免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができないものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をしないで、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約の規定に違反したとき。
- (2) 乙が、この契約による義務を履行しないとき。
- (3) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
- (4) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (6) 前3号のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(損害賠償)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の締結に要する費用)

第11条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解決)

第12条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第13条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

〇年〇月〇日

(甲) 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地  
安芸高田市  
安芸高田市長 藤本悦志 印

(乙) ○○○○○○○

○ ○ ○ ○

印